

## 批評・紹介

## 中國法制史研究

仁井田 陞 著

刑法 昭和三四年八月 A5判七二三頁  
土地法・取引法 昭和三五年八月 A5判八七〇頁

奴隸農奴法・家族村落法 昭和三七年九月 A5判八四五頁

法と慣習・法と道徳 昭和三九年三月 A5判七八六頁

東京大學出版會

本稿は、京都大學東洋史研究室の多くの學友たちの協力によって書かれた。總頁數にして三千二百頁をこえるこの大著を紹介し感想を述べる事は、筆者の能力をはるかにこえた至難事であるが、それをあえて試みさせたのは、ひとえに、これらの人々の協力であったといつてよい。殊に、礪波護・稻葉一郎・梅原郁・狭間直樹・佐竹靖彦の各氏は、各冊を分擔紹介し、討議を組織する事をつうじて、筆者を援助された。最初に記して、感謝の意をあらわしておきたい。

仁井田陞博士の人と業績については、いまさら、あらためて紹介する必要はない。中國法制史におけるその先驅的・獨歩的業績は、國內のみならず、國際的にも、研究者の等しく認めるところであり、數々の創見によつて、廣く、中國史全般にも、大きな影響力をもつてゐる。その、博士の三十數年にわたる研鑽の成果は、たと

えば、東洋文化研究所紀要第三四冊に掲載される著作目録によると、古典的名著である「唐令拾遺」をはじめとして、著書二二冊、論文一九七編を數える。しかも、それらは、年代的には、先秦から人民共和國におよぶ中國史の全時代をカバーするのみならず、地域的にも、中國はいちまでもなく、ヴェトナム・朝鮮・日本におよび、「中國」法制史の範圍をこえて、中國法の影響下にあつた東アジアの諸國を含んでいるが、この二百編にもたつする論文を整理し、問題別に排列すると同時に、あるものには補正を加えてつたのが、この四冊の大著である。(著書として發表されたものは、これには収録されていない。)

ところで、仁井田博士の中國法制史は、右にみるような、稀にみる雄大な規模をもち、常人には執筆不可能と思われる多數の論著によつてかたちづくられてるのであるが、その研究の基本的立場について、博士自身は、つぎのように述べておられる。即ち、本書におさめるために、新たに稿をおこされたという「中國舊社會における法を動かす力について」(刑法・第一部序論・第二章)の一節である。

「それでは中國の歴史を、そしてその法にあつては法の歴史を、成り立たせたものは何か。それは民衆の現實的實力抵抗一時には無言の抵抗である。…中國の支配者は、いつも實効性のない理想の法、ないしおざりな法をつくつてすましていたのでない。人民管理支配のためにいつも有効な法を次々につくつていたのである。法は窮極においては支配者によつて決定せられる。しかし支配者は法の變更をよぎなくせられる。つまり支配の手段をかえてゆかねばならなくなる。法による強壓も法の手加減も、み

な力の對抗の間から生ずる。力の對抗、矛盾對立が法の歴史をおし進めてきた原動力であった。たとえ法を決定したものが支配者であったとはいっても、被支配者が自己の支配領域を守り、それを押しひろげようとした現實の力を過小評價してはならない。力の對抗は、社會的な意味での「權利」生長の原動力でもあれば、法の變動―法の歴史の社會的基礎である。……中國法の歴史も對抗關係の止むことのない運動のうちに見出される。」

更につづけて、博士の言によると、「法制史研究の主要目標の一つは、法の目盛りの變動―價值體系の變化―を發見し、その變動變化の意味、變動變化に大きくひっかかっている現實の力關係をとらえることではなければならない。」（奴隸農奴法・第一部・第五章中國の農奴・雇傭人の法的身分の形成と變質）のであった。

即ち、これらによって知られるように、博士においては、歴史を動かすものが人民の抵抗であり、法の歴史においても、それは例外でない事が承認されており、したがって、法制史も、歴史學一般の内側のもでなければならなかったのである。そして、このような研究態度の個別的・具體的な表現として、本書の各編があるわけであるが、各冊の概要は、およそ、つぎの如くである。

第一冊「刑法」は、中國における刑法の發達が、古くから著しなかった事の實證のために、多くの頁をさいている。即ち、中國古刑法のすぐれた側面は、罪を犯す意思のない行爲を罰しない原則・罪刑法定主義の制度の成立・自由刑の發達などに認められるが、反面、これらの諸特徴の歴史的評價にさいしては、具體的歴史的條件のなかで、それらがどのような意味をもちえたか、―たとえば、自由刑の發展は、無對價勞働の收奪をねらった權力把持者側の必要

に、もつばら、もとづいていた事、などを考慮の外においてはならない事が注意されている。また、中國周邊民族における刑法の發展についても言及するところが多い。

第二冊は「土地法」と「取引法」とを含む。まず、前者においては、中國法における占有とその保護・古代の土地私有制・一田兩主制・孫文の土地政策と、それらに關連する公課制度とを論じている。序文のなかに要約された、博士の、中國における土地所有制の歴史的變遷の過程についての見解は、つぎのとおりである。

「私は中國の九・十世紀のあたりを、法史の時代區分上の一大分水嶺と見る。それはそれまでの、強大な國家權力をもつて實現していた土地支配―同時に國家的人民支配―の體制が崩れ去つていったからである。この歴史の大きな山を越してから後、さらに十六・七世紀に至るとまた歴史的な山にさしかかる。そこでは農奴は土地の所有者として底地の所有者と對立する地位を築くまでに解放をなしとげていく。『一田兩主』は、生産力の高い長江流域以南地帯での著しい傾向であった。所有權を制約する古い諸條件がすべてとり去られるには、所有權の主體たる人間の解放が裏づけとなっていなければならない。しかし今日の中國の土地所有制の問題の方向は、單なる農民の個別的所有の成立ではなく、その成立を新たにこえた全人民的所有の成立である。」

また、「取引法」には、「土地法」をうまわる頁數があてられ、賣買・保證・質などの制度を論じ、その沿革を述べ、日本・朝鮮・ベトナム諸國法への影響に觸れるとともに、西域發見の取引法關係文書の紹介などに、主力がそそがれている。

第三冊は、「奴隸農奴法」と「家族村落法」をおさめている。そ

のうち、「奴隸農奴法」は、各冊のなかで、博士の歴史的な見解を最も端的に示した部分であり、したがって、最も興味をひかれる部分でもあるが、「奴隸法」については略述にとどまり、叙述の中心は、「農奴法」におかれている。即ち、當該部分では、封建社會における生産の直接擔當者である、農奴と雇傭人とを扱い、十二・三世紀—南宋以後には、農奴と雇傭人の法的状態が最も劣悪となり、地主の法的優位が最も明確となり、この時期には、地主と農奴との間の法的倫理的規範—主僕の分—が宇宙的自然の上に確乎不動の根據をすえるが、十七世紀前後—明末清初となると、地主の法的優位は消滅し、「主僕に分」も失われた事實を明らかにしている。そして、博士によれば、明末清初の時期は、中國における第一次の農奴解放期にあつたとされ、それはまた、一田兩主制の發展と深い關係にあつたという事であるが、さらにすすんで、その記述は、二十世紀中國の新しい革命の段階が、農民—農奴解放の決定的最終的段階であつた事にもおよぶのである。

また、「家族村落法」においては、「中世國家權力は仲間集團を利用し、社會の安定化をねらいつつ、自己の支配を達成しようとする」が、その仲間集團の例證として、家族と村落とが考察されている。まず、「家族法」においては、十一・二世紀以降、古い父系血縁集團—同族—の再編成が行われたとし、その首長たる族長の權限に觸れ、家長權下での財産の所有制と、相續における均分制などの問題を論じ、中國の家が、家長專制の色彩を強くもちながら、父子共産、夫婦共産というかたちで、子や妻の權利を保護しており、女性についても、法的無能力者とみなされる反面、彼女らには、主婦權、母の親權、財産相續における女子分などのかたちで、

實質的には強い權利が認められていた事を指摘している。ついで、「村落法」では、「共同體」を主要課題とし、主として、十世紀以後の中國の血縁主義—同族結合體制を考察しているが、これが大地主體制の支柱であり、同族の利己主義を貫きつつ、中世的村落秩序の安定化の作用をはたし、大地主にとっては、農民を支配し利用する機構であつた事に言及しつつ、同時に、それは、農民が自己の利益をまもるための私的保證機構でもあつた事を明らかにしている。

最後の第四冊は、「法と慣習・法と道德」と題するが、この卷は、いうならば、前記の諸論點を補うための論文集という色彩が濃い。たとえば、中國法の東アジア諸國における繼受の問題、古法典や古文獻の紹介ならびに書誌學的的研究、出版法規のほか、廣く、舊中國における法意識や規範意識にまで博士の研究範圍が擴大されている事が、この卷によつて知られるのである。

本書の内容は、一應、以上のように要約できるけれども、その全貌は、決して、このような短文で紹介できるものではなく、この他にも、本書が多くのすぐれた價值をもっている事、いうまでもない。

ところで、さきに觸れたとおり、仁井田博士にとつて、中國法制史の研究は、法制や制度そのものの單なる追求にあつたのではなく、それらは、いうならば、「そのあり得る條件とともに、分離することなくして研究を進めねばならない」ものであつた。その事は、本書のなかに屢々言及されているし、多くの人々が、博士の研究のすぐれた側面として認めるところでもある。そして、本書を讀む者は誰でも、その點を、本書のもつ最大の價值として指摘するのに躊躇しないであらう。その點こそが、博士の業績を獨歩的たらしめていた最大の要因の一つであり、法制史と歴史學とを結合させ、

それをつうじて、學問の水準を著るしく高めたというのが、その業績に對する最も正しい評價であるはずである。本書は、まさに、その集大成として提示されているのである。また、本書によって、我々は、中國法制史の通史的叙述に必ずしも完全ではないけれども、一をもつ事となつたが、この事のもつ意味も重要である。何故ならば、通史をもつ事によって歴史の全體像が成立してからでなければ、嚴しい批判も新しい解釋も、充分な意義をもちえないからである。したがって、この點からみても、本書は、中國法制史の、ひいては、中國史全般の理解を飛躍させる一つの契機となるかも知れないのである。更に、細部にわたつて本書の價值を指摘するならば、たとえば、「刑法」や「取引法」などに含まれている部分は、まさに、博士の獨壇場として他の追隨を許さないのであり、古法典や古文獻の紹介と書誌學的研究などの功績も見逃されてはならないであろう。また、農奴制の成立と解體とを、法制史的農奴身分の成立と變化の過程のなかで、史料的に檢證された事は大きな意味のある仕事であるし、「家族村落法」においては、中世を特色づける大地主體制と村落共同體の問題と關連させて、これらを論ずるといふ新らしい觀點を提示された事にも、注目しなければならぬ。

このように、思いつくままに列記しただけでも、本書は數々のすぐれた價值にみちている事がわかる。しかも、それは、屢々比較法學の方法を駆使して、ローマ法やゲルマン法と比較對照される事などをつうじて、高度に専門化され精密化されており、これらの全てを理解し、それについて感想を述べる事は、筆者の手にあまるものがある。

しかしながら、このような鋭い問題意識と、とぎすまされた方法

と、三十餘年の研鑽の成果である本書にも、幾つかの缺點や疑點がないわけではない。たとえば、前記のような、博士の中國法制史研究の立場を全面的に承認するとしても、それが、各冊のなかに、どのように具體化されているかについては、これを讀む者に、若干の戸惑を感じさせるといふ缺點を、本書のあるものも持っている。「取引法」の部分がその典型である。また、發掘される様々の新事實が、その學問的體系のなかに、どのように整理されるのか、容易に理解しえない部分もある。「刑法」の部分で、刑法體系に對して與えられている高い評價と、指摘されているような、民衆の裁判に對する不信任とは、どのように調和して考えたらよいか、というような初歩的な疑問が生じるのは、その一つの例であるし、「家族法」に對して、滋賀秀三博士から異論がだされるのは、もつぱら、こうした缺點をついたものと思われる。(ただし、滋賀博士の、一見整然とした理論體系が、仁井田博士の業績よりもすぐれているかどうかは、別の問題である。)更に、末梢的な事ではあるが、博士は、「私はまた考證のための考證を行うつもりはない。ざりとて實證そのものを少しも輕視することはない。」といわれ、第一次史料としての所謂原文書類に對して、すぐれた見識を示されている反面、元典章などの特殊なものからの引用部分については、なお、檢討の餘地がのこされている事も指摘しておく必要がある。

それからもう一つ。本書のもつ缺點の多くは、私見によるならば、必ずしも、博士の個人的責任というよりは、むしろ、現在の中國史學がもちうる學問的共有財産の貧弱さに歸着すると考えられるのであるが、その事と關連して、もう一つの疑問を提示し、博士の示教を乞いたいと思う。それは、「土地法」と「奴隸農奴法」の

部分と関連し、最終的には、所謂一田兩主制の成立と普及の解釋に  
つらなるところの、農奴の身分規定と法律的（刑法的）地位の向上  
の問題についてである。

さきに觸れたとおり、「奴隸農奴法」は、この四冊のなかで、博  
士の歴史の見解が最も端的に示されている部分である。そこでは、  
奴隸制から封建制への移行・佃戸制の成立のいきさつについては「  
未解決の問題が多い」として、もっぱら、考察の主力は農奴法  
の方向にむけられているのであるが、その部分において、博士は、  
佃戸（農奴）における「主僕之分」、及びそれに對應する刑法上の  
良民（特に地主）との差異の存在に注目され、それがほぼ十・十一  
世紀頃に成立し、十二・三世紀頃には、この身分規定が最も嚴格な  
かたちに發達するが、やがて、十四・五世紀の頃に「長幼の序」に  
解體し、十七世紀にはいと、刑法上の較差も著るしく緩和された  
事、雇傭人の場合についても、事情はほぼ同様である事を、史料の  
に檢證されたのである。そして、この史實を、周藤吉之博士による  
宋代佃戸制の研究、明清時代の農村研究の諸成果と對應させ、農奴  
制の成立からその第一次的解體の過程に照應するところの、法制  
史的な農奴身分の成立と變化として理解されたのである。この點  
は、博士の創見として、特に影響力の強いところであるが、そこ  
に、つぎのような總括的な記述がみえる。

「農奴たる佃戸自らの自己解放を、もっとも明らかに示す指標は  
一田兩主制であった。一田兩主制はフランス中世期などの二重所  
有權とはかならずしも同じではないが、しかし中國の場合にも地  
主農奴の間に耕地の二重歸屬が行われ、地主のもつ底地（田底）  
に對して、農奴は上地（田面）の所有權を自らにぎるに至った。

佃戸が地主と並んで土地所有者的地位に上昇ししかも基本的生産  
地帯を中心に廣汎に生長してきていたことは、歴史の轉換として  
みのがせないし農奴解放の實質的裏づけとなる。」（一九四頁）

即ち、十七世紀前後における農奴の法的（と同時に經濟的）地位  
の上昇のなかに、その徵證としての一田兩主制の成立に、農奴の實  
質的な解放規定をみいだそうというわけである。

ところで、我國における一田兩主制の研究史が到達した水準は、  
つぎのとおりである。田中正俊氏の執筆にかゝる「一田兩主制」  
（アジア歴史事典1・一八七頁）には、およそつぎのような事が書  
いてある。即ち、明朝の中期以後、江蘇・浙江・福建・廣東など華  
中及び華南の水田地帯には、所謂抗租運動とともに、一田兩主制の  
普及がみられるが、これは、中國の地主・佃戸關係のもとで、耕作  
權が永佃（永小作）權として成立した事を歴史的前提としている。  
田面・田底關係の成因については、①農民がその所有地を有力者に  
寄進するさい、田面權を保留した場合。②開墾や土地改良に佃戸が  
資力・勞力を投じたために、田面權が認められた場合。③佃戸が糞  
土銀などの代價を支拂い、有償で田面權を獲得した場合。④土地を  
所有する農民が田面權を保留して田底權のみ賣却し、また、負債の  
ために田底權も喪失するというようなかたちをとって、田面權と田  
底權とが分化した場合、⑤家産分割にさいして、土地を田面と田底  
とに分けて相續した場合、などが認められている。また、地主が公  
課負擔を免れるために、收租權としての田底權の一部を付して公課  
負擔となる。ところで、田面權が現實に物權として行使され移動す  
るのは、公課すなわち地代收奪と貨幣流通の浸透にさらされた直接生

産者たる佃戸が、その田面權を收租權といつて賃入れしたり、あるいは、賣却したりする事によつて、自ら、新たな田面權（收租權）所有者の佃戸に没落する場合が多かつた。田面權には公課が課せられなかつたから、田面權は、多く、高利貸や商人の集積の對象となり、收租權として、さらに賣買・細分化されて、一田三主、もしくは數主という状態がうまれた。このように、田面權の派生は、生産勞働や農民鬭争をつうじてなしとげられた直接生産者の地位上昇を前提條件としながら、田面權そのものは、耕作權・用益權として佃戸層のもとに確保・集中されず、したがつて、直接には、農民の自由な土地所有をもたらず、かえつて、地租權として、その獲得者たる寄生的中間搾取者層を出現させた事は、舊來の地主支配を間接的にしたとはいへ、新たな地主支配のもとに佃戸層をおいた事となり、地主・佃戸關係を一層複雑且つ深刻なものとしたのである。

また、最近、片岡芝子氏は、その「福建の一田兩主制について」（歴史學研究二九四）において、一田兩主制が、佃戸の貧困や土地の狭少または人口の過剰などから派生したものではなく、明中期以降における商品生産的農業の廣汎な展開にもなる生産力の上昇と、貨幣經濟の發展を前提としつつ、佃戸自らの手によつて有償的に獲得した權利であり、これが地主の直接的支配と收奪から離脱する手段として利用された事を認めつつ、なお、史實は、こうして耕作權を獲得した佃戸が、それを他人に小作させて自ら收租權所有者に轉化したり、耕作權の買却が稅役負擔をとまわらない高額田租の徵收權として機能する場合には、郷紳・高利貸・商人の手に集積されるという結果をもたらした事を傳える、と述べている。

更に、中國における研究成果の一つとして、仁井田博士によつて

も引用された事のある、傅衣凌氏の「明清農村社會經濟」（一九六一・一一・北京）にみられる一田兩主制に對する歴史的評價を紹介しておきたい。即ち、そこに収録されている二つの論文「明清時代永安農村的社會經濟關係」・「清代永安農村陪田約的研究」などによると、一田兩主乃至三主制は、中國封建後期の特殊な産物であり、農民の土地權争奪の願望と、資本主義の萌芽要素の未成熟とを反映し、したがつて、その形態も非常に複雑であるが、要するに、それは、獨立自營農民の成長を促がす耕作權の成立という側面をもつとはいへ、當時の歴史的條件の下においては、この耕作權の取得も、獨立自營農民の發展にとつて積極的な進歩作用をおこしえず、逆に、坐して高額の田租を徵收して佃農の負擔を増加し、不合理な小作關係を造成する地主的な方向と、直接生産者によつて出賣され、彼らが無産の貧農に淪落する契機をつくる方向という二つの方向にしか發展しえなかつた事が、所謂原文書類を材料として實證されているのである。（詳細については、傅氏の原書とともに、森正夫氏の書評「東洋史研究二一ノ二」を参照されたい。）

つまり、ここに紹介した三氏の見解は、それぞれ、若干の差異をもつてはいるけれども、一田兩主もしくは三主制・佃戸の田面權獲得が、耕作權の確立という一面をもち、直接生産者の地位の上昇を前提條件としている事を一應認めるとはいふものの、現實においては、それとは逆の方向に作用した——直接生産者たる佃農自身の生活と權利とを後退させる役割を、客觀的にははたしたとする點において、共通の性格をもつのである。とするならば、前掲のような、仁井田博士の、一田兩主制についての理解と歴史的評價とは、若干の問題があるという事になるはずである。即ち、研究史の現段階に

において、一田兩主制は、佃戸の現實的抵抗によって生みだされ且つ發展したという一面をもつとともに、佃戸の形骸的な自立化を推進し、それによって、彼らをより強力に收奪する契機ともなりうる側面をもつ事が明らかにされているのであつて、したがつて、この一田兩主制の成立と發展とをもつて、直線的に、農奴の法的地位上昇の社會的徵證とし、あるいは、すすんで、農奴の實質的解放規定をそこにみようという博士の見解は、いかがであらうかという事になるであらう。

更に、この事と關連して、博士の業績のもつ缺陷の他の一つを指摘するならば、それが、所謂封建的土地所有關係に關する独自の具體的研究をもたないというものは、この場合、いかにも大きい。もちろん、全然ないというわけではない。それは、周藤吉之博士の宋代佃戸制の研究に依據しつつ、それに對する宮崎市定博士の批判への反批判をつうじて、また、明清時代の農村史研究の成果を利用する事によって試みられてはいるが、それで充分というわけにはゆかないのである。依據された學說そのものに多くの疑問點がないわけではないし、特に、それらが、十世紀から十七・八世紀—宋・元・明・清の各時代を包括的に叙述したものではないからである。したがつて、博士の業績は、國家の法律、殊に、刑法上において、地主と佃戸とは、十七世紀の頃に對等となり、身分法的には、佃戸は、農奴の地位から隷農へと上昇した事を明らかにしながらも、それが、封建的土地所有關係のどのような具體的變化の反映として現象したのかを、充分に明らかにしていない弱點をもっている。恐らく、さき指摘したような、一田兩主制の側面的な評價も、この弱點と無關係ではないであらう。

つまり、仁井田博士においては、いうところの、封建的土地所有關係についての研究に弱點があり、地主—佃戸關係の、刑法上の規定だけが問題にされている感が強く、地主と佃戸とが、身分的には、一應、對等となりながらも、なお且つ、佃戸が地代を收奪されているという事實の説明が缺けているといわなければならない。別の表現を用いるならば、問題が、地主と佃戸との身分の範圍にのみ限定され、身分的には對等であり、しかも、生産手段の一部所有者でもあるような直接生産者—佃戸から、地代を體系的に收奪する機構の存在が無視されているとも、いいうるのであらう。法的身分の如何にかかわらず、基本的生産者たる農奴が、再生産構造において、階級關係において、どのように、農奴であつたかの問題が、まず、明らかにされなければならない。私見によるならば、地主—佃戸關係の主たる側面は、その身分法的な關係如何にあるのではなくて、地代の收奪關係にあり、それをめぐる紛争が、法律的に、どのように處理されたかを追求する事に、法制史的研究の中心課題は設定されるべきものである。したがつて、一田兩主制度の評價についても、田面權をもつ事によつて、一應、土地所有者的地位に上昇した佃戸が、同じ土地所有者である地主から、依然として、地代を收奪されている事の意味を考える事が、それを、農奴の法的地位上昇の徵證として、あるいは、農奴の實質的解放規定として評價する事よりも、優先すべきであると考えが、どうであらう。

なお、右の論點と關連して、仁井田博士と宮崎博士との間に展開された論争についても私見を述べるつもりであつたが、いまは、その餘裕をもたないし、また、これについては、別に機會をえたいと思つているので、深くはたちらないが、ただ一つ、なるほど、仁

井田博士の指摘のとおり、資本主義や契約という用語についての宮崎博士の理解は、獨特のものであり、問題があるには相違ないのだけれども、その点をつくだけにおわってはいは、充分な批判とはならないと、筆者は考えている事を記しておきたい。つまり、宮崎博士の「近世論」は、土地問題や産業構造などの所謂經濟史的の研究のみによって組み立てられているのではなく、全中國史に對する廣く且つ深い理解に支えられて、政治史・社會史・文化史・思想史などの諸分野を包含する、獨特の歴史論であつて、その一部をなすにすぎない經濟史的側面の、しかも、その用語に對する理解の誤りを指摘したとしても、それは、有効な批判とはなりえないのではないかと、筆者は考えている。そして筆者の理解するところを、参考のために記すならば、宮崎博士が、「資本主義」とか「資本主義的」とかという言葉を使用されるのは、嚴密な歴史學的・經濟學的概念としてというよりも、當時の中國社會が、發展度の低い、おくれた社會ではなかつた事、たとえば、當時のヨーロッパ社會などと比較して、はるかにすすんだ社會であつた事をいうための、一種のレトリックとしてである事が多いように思えるのであつて、宮崎博士も、宋代以後の中國社會を、産業革命以後のイギリス社會と同質のものとは、決して主張されていないはずである。その資本主義に對する概念規定が不明確であるから問題外というならともかくも、この論争が實り多い成果をおさめるためには、この點を理解するのが、必要な手續きであると考へるので、付記する事にした。

さて、以上によつて、筆者に課せられた書評の責めをふさぎたいと思つたのであるが、はじめに觸れたとおり、量的には三千二百頁をこえ、質的には高度の専門的記述を含む本書の内容を、正確に理

解し、これに對して感想を述べる事は、決して、容易ではない。筆者は、學友の協力によつて、この點、遺漏なきを期したつもりであるが、なお、萬全であるとはいひ難い。したがつて、本稿は、その理解について、多くの誤謬を含んでいるかも知れないし、二・三の論點を勝手にひきだし、これに氣儘な意見をつけ加えるという非禮を犯しているやもはかり難い。博士の寛恕を乞ふ次第である。

なお、本書については、第一冊「刑法」の刊行以來、多くの人々によつて、紹介と批評の文章が書かれている。たとえば、宮崎市定（朝日ジャーナル・一九六二年一月二五日號）、佐伯有一（社會經濟史學二八〇四）、今堀誠二（史學雜誌六九〇一・歴史學研究二五二・法制史研究一四・アジア研究一〇三）、旗田巍（歴史學研究二三七）、利谷信義（法律時報三四〇一）などであるが、これらによつて、本稿の不備を補つていただければ幸いである。

（寺田隆信）

### 校注異域錄

今西春秋撰

昭和三十九年四月 天理大學おやさと研究所  
B4判 三九八頁 附索引 地圖一葉

先頃、天理大學の今西春秋教授が右の如き大著を公刊せられた。異域錄は、滿人トゥリシェン (Tulsha 圖麗琛 (圖理琛)) が、トゥルグート Tregui 土爾虎特のアユキ・ハン Ayuki Han 阿玉氣汗に忠誠賞褒の勅を傳うべき命を受けた中國使節團に加つて、康熙五